



○公 告

平成14年度長野県工科短期大学校第3回専門短期課程(セミナー)の受講者を次のとおり募集する。

平成14年7月18日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 募集人員

実施場所	教科課程(コース)名	期 間	募集人員
長野県工科短期大学校 上田市大字下之郷813-8 (郵便番号386-1211) 電話 0268 (39) 1111	新人のためのNC プログラミング基 礎講座	平成14年8月21日(水) 8月22日(木) 8月23日(金) の3日間	10人

2 受講対象者

NC加工に従事した期間がおおむね2年以内の者又はこれからNC加工に従事しようとする者

3 受講手続

- (1) 提出書類 受講申込書(長野県工科短期大学校所定の用紙による。)
- (2) 受付場所 長野県工科短期大学校教務学生課
- (3) 受付期間 平成14年7月29日(月)から8月6日(火)まで

4 受講料

3,800円

なお、市販本をテキストとして使用するので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校に行くこと。

職業能力開発課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月18日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 クリエイトネットワーク清和

3 代表者の氏名

大工原 崇

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡佐久町海瀬717番地

5 定款に記載された目的

この法人は、よりよい創作作品の発表機会を求める人達に対して、展示できる機会を与えて、文化、芸術の振興を図る事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月18日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふるさと交流木曾

3 代表者の氏名

巾 崎 理 一

4 主たる事務所の所在地

木曾郡木曾福島町新開6959番地

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県木曾福島町において、地域の歴史、文化、伝統工芸、郷土食、農業、林業等の体験を学生及び一般者に指導伝承し、地域の発展、子供達の健全育成並びに都市と農村との交流に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月18日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ながのこどもの城いきいきプロジェクト

3 代表者の氏名

有 吉 徹

4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町3036番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子育て中の親に対して、子ども支援・子育て支援に関する事業を行い、いきいきした子ども達の世界を守るために行政や地域社会と連携し、子育てを支えるネットワークと、その中心となる場づくりを進め、子どもの健全育成及び子育て環境の充実に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ4の規定による狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり行う。

平成14年7月18日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 適性検査及び講習の日時等

別表のとおりとする。

2 対象者

県内に住所を有する者で、平成14年9月15日に狩猟免許を更新しようとするもの

3 適性検査の内容及び講習科目

区 分	適性検査の内容及び講習科目
適性検査	視力、聴力及び運動能力
講 習	鳥獣保護及び狩猟に関する法令
	鳥獣の判別
	猟具の取扱い

4 受検及び受講の手続等

(1) 申込先

住所地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、更埴市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

(2) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 写真 1枚

申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

ウ 医師の診断書

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するか否かの診断書。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1

号の規定による許可を現に受けている者を除く。

エ 80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒

(3) 申込みの受付期限

適性検査及び講習の実施日の10日前までとする。

(4) 狩猟免許更新申請書の用紙の交付場所

地方事務所林務課、市役所及び町村役場

(5) 手数料

手数料(2,900円)は、長野県収入証紙により(狩猟免許更新申請書にはって、消印しないこと。)納付すること。

5 その他

(1) 適性検査及び講習の当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 別表の参集範囲以外の場所での受検及び受講を希望する者は、受け付け時に申し出ること。

(3) 適性検査及び講習についての問い合わせは、最寄りの地方事務所林務課にすること。

(別表)

月 日	時 間	場 所	参 集 範 囲
8月23日	午前8時 30分から 午後4時 まで	上田市 上小森林センター	上田市、小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡及び 小県郡
9月14日			
9月13日		上伊那郡辰野町 長野県営総合射撃場	岡谷市、飯田市、諏訪市、 伊那市、駒ヶ根市、茅野 市、諏訪郡、上伊那郡及 び下伊那郡
9月3日		飯田市 (財)飯伊地域地場産業振興センター	
8月24日		木曾郡木曾福島町 長野県木曾合同庁舎	松本市、大町市、塩尻市、 木曾郡、東筑摩郡、南安 曇郡及び北安曇郡
9月14日		松本市 長野県松本合同庁舎	
8月30日		長野市 長野県長野合同庁舎	長野市、須坂市、中野市、 飯山市、更埴市、更級郡、 埴科郡、上高井郡、下高 井郡、上水内郡及び下水 内郡
9月14日		長野市 長野県長野合同庁舎(別館)	

森 林 保 全 課

○公 告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第18条第1項の規定により、景観形成住民協定を次のとおり認定した。

平成14年7月18日

長野県知事職務代理者
長野県副知事 阿部 守一

協 定 の 名 称	協定に係る区域 の所在地	景観形成に関する事項	認 定 年 月 日
東伊那道路景観形成住民協定	駒ヶ根市	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成14年7月10日
大林地区景観形成住民協定	北佐久郡御代田町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項	平成14年7月10日
『中仙道福島宿うえんだ』景観形成住民協定	木曾郡木曾福島町	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成14年7月10日
山口村神坂地区 心につながるふるさと景観形成 住民協定（峠地区・伝田地区）	木曾郡山口村	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成14年7月10日

山口村神坂地区 心にながなるさとの景観形成 住民協定(馬籠地区・新田地区・青の原地区・上 の原地区)	木曾郡山口村	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成14年7月10日
山口村神坂地区 心にながなるさとの景観形成 住民協定(荒町地区)	木曾郡山口村	建築物に関する事項 広告物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	平成14年7月10日

建築管理課

○公 告

松本市女鳥羽川土地改良区の土地改良事業（稲倉地区）の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年7月18日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

- 1 土地改良事業の名称
団体営基盤整備促進事業（かんがい排水）
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成12年6月16日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
松本市女鳥羽川土地改良区
- 4 事務所の所在地
松本市大字岡田町517-1
- 5 工事着手年月日
平成12年9月1日
- 6 工事完了年月日
平成14年3月20日

土地改良課

○公 告

松本市寿土地改良区の土地改良事業（寿地区）の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年7月18日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

- 1 土地改良事業の名称
団体営基盤整備促進事業（かんがい排水）
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成12年6月16日

- 3 土地改良事業を行った者の名称
松本市寿土地改良区
- 4 事務所の所在地
松本市大字寿豊丘338-1
- 5 工事着手年月日
平成12年9月1日
- 6 工事完了年月日
平成14年3月15日

土地改良課

○公 告

南安曇郡穂高町による等々力地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年7月18日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

- 1 土地改良事業の名称
団体営基盤整備促進事業(かんがい排水)
- 2 土地改良事業の施行についての認可(同意)年月日
平成11年6月24日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
南安曇郡穂高町
- 4 事務所の所在地
南安曇郡穂高町穂高6658
- 5 工事着手年月日
平成11年9月29日
- 6 工事完了年月日
平成14年3月22日

土地改良課